

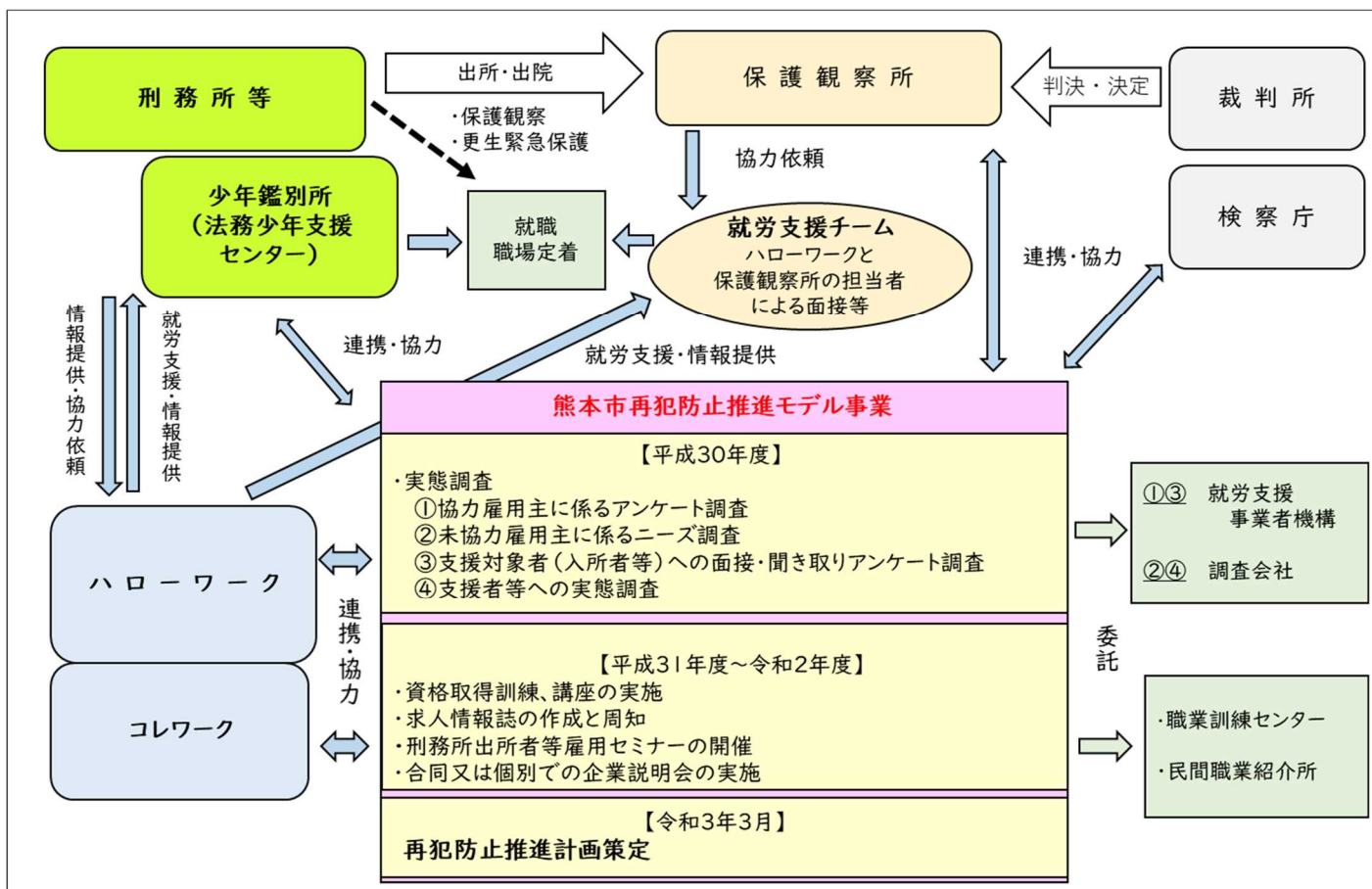
【事業名称】犯罪をした者等及び協力雇用主への就労活動支援

【事業期間】平成30年11月2日～令和3年3月31日

【事業の目的】

犯罪や非行をした人等が円滑に社会の一員として復帰することができるよう、犯罪や非行をした人等向けの求人情報誌の発行や、求人事業所と犯罪や非行をした人等との面談会を行うことで、安定した職業への就職促進、及び地元企業への人材確保の支援を図るもの。

【事業スキーム図】



【モデル事業概要】



実態調査（平成30年度）

- ①協力雇用主 93社中60社回答 ※H30.11月1日時点、保護観察所に登録の事業主
- ・協力雇用主の約半数が建設業49.2%、卸小売業10.8%、医療・福祉7.5%、サービス業7.5%
 - ・雇用した犯罪や非行をした人の平均的な勤務継続期間は、1年以内57.7%（半年以内18.2%）

②未協力雇用主 200社中85社回答 ※HWインターネットサービスに掲載の求人企業を無作為抽出

- ・法務省の協力雇用主募集については、「知らない」64.7%
- ・犯罪や非行をした人を雇用しやすくするためには、「生活指導の強化」42.4%、「社会常識・ビジネスマナーの付与」38.8%、「就労に関係した免許・資格取得や技能の習得支援」35.3%
- ・就労に関係した免許・資格取得や技能習得としては、「介護福祉士、美容師、調理師、情報系等」

③対象者;入所者 121人中98人

※H30.11.1 現在で矯正施設に入所中のうち出所後帰郷を希望する方

- ・出所後に希望する勤務先は、建設業 28.5%、飲食・宿泊業 17.5%、サービス業 8%
- ・今後必要な資格は、自動車免許6人、大型特殊免許5人、介護ヘルパー3人、調理師3人など
- ・就労するうえでの悩みや不安については、「受刑者であったことを知られたくない」34%、「必要となる資格や経験、専門知識を持っていない」24.7% など

③対象者;保護観察中 79人中44人回答 H30.11.1 現在で保護観察中の方

- ・現在の就労者は 65.9%で、業種別では建設業 72.4%、サービス業 12.1%、製造業 6.9%
- ・雇用形態は、アルバイト・パート 24.1%、正社員 20.7%、契約社員・日雇い 13.8%

④支援関係機関へのヒアリング調査 支援機関22機関:刑務所・保護観察所・保護司会など

- ・犯歴を開示しないで就職し、何かのきっかけで知れることに悩んでいる。
- ・社会復帰後の就労に対する社会の理解及び就労先の不足や業種の偏り。
- ・協力雇用主が公開する刑余者対象の専用求人が少ない。 など



就労支援事業(令和元年度~2年度)

(1)「社会復帰応援企業求人情報誌」の発行

令和元年 10月 250部 令和2年 2月 470部

令和2年 9月 430部 令和3年 1月 430部

☞ 3人就職(令和3年2月現在)

(2)社会復帰応援「企業セミナー」の実施

令和元年 11月開催 参加企業 22社・参加者 37人

☞ 協力雇用主制度に興味を持った 90%

※令和3年3月 動画(DVD)作成

(3)社会復帰応援「企業説明会・個別面談会」の実施

令和元年 11月・令和2年 2月開催

参加企業 18社・参加者 10人

☞ 2人就職(令和2年7月末現在)

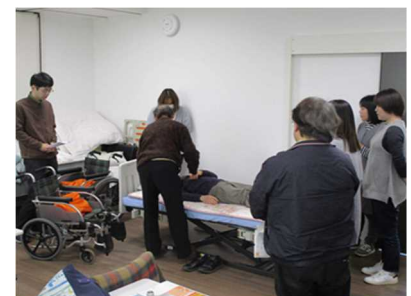
(4)「介護職員初任者研修養成講座」の実施

令和2年1月~2月 全23回開催

参加者3人 全員終了(資格取得済み)



社会復帰応援企業求人情報誌「Change」



介護職員初任者研修養成講座



モデル事業から見えた課題

- (1) 関連機関・協力雇用主等と連携して求人情報の提供を進め、より効果的な支援につなげる必要がある。
- (2) 就労や資格取得に向けた講座の開催や情報の提供が必要。
- (3) 協力雇用主制度の周知と事業者の理解を深め、協力雇用主の登録促進と業種を拡充する必要がある。